



平成 16 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄 コード番号 9968)
問合せ先 取締役財務本部長 曾我部達雄
(TEL. 088-823-2638)

第 1 回新株予約権の消却に関するお知らせ

本日開催の当社臨時株主総会において、平成 16 年 4 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づく株式移転による完全親会社設立の件が承認決議されたことに伴い、本株主総会終了後開催の取締役会において、平成 14 年 11 月 16 日発行の第 1 回新株予約権の残存数全部について、新株予約権発行要領「消却事由」に基づき、これを消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 消却する第 1 回新株予約権の数

新株予約権の残数 119,270 個全部
(新株予約権 1 個につき、1,000 株)

新株予約権者	住 所	北京市海淀区西八里庄北里 56-1-3
	氏 名	羅 民詔 (ラ ミンショウ)
	所有する新株予約権の数	119,270 個

2. 行使の状況

平成 14 年 11 月 16 日発行された新株予約権の総数	160,000 個
平成 16 年 5 月 11 日までに行使された新株予約権の数	40,730 個

[ご参考]

新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の名称 株式会社イチヤ第1回新株予約権

(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

① 株式の種類及び数 当社普通株式 160,000,000 株
(新株予約権1個につき1,000株)

② 株式の数の調整

下記(8)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数=払込金額÷行使価額

(3)発行する新株予約権の総数 160,000 個

(4)新株予約権の発行価額 無償とする。

(5)新株予約権の発行価額の総額 0円

(6)新株予約権の申込期日 平成14年11月15日

(7)新株予約権の発行日 平成14年11月16日

(8)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下、「行使価額」という。)

① 行使価額 1個につき25,000円(1株につき25円)

② 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。(尚、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。)但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当りの発行・} \\ \text{処分価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当りの時価} \end{array}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}$$

尚、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(9)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

4,000,000,000円

(10)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1個につき25,000円(1株につき25円)

(11)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

4,000,000,000円

(12)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(13)新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(14)新株予約権の行使期間

平成14年11月18日から平成17年7月31日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(15)新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(16)消却事由及び消却条件

① 当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を消却することができる。

② 当社は前項による新株予約権の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、無償で消却するものとする。

(17)譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

(18)新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

以 上